

おんが

発行所 遠賀町役場
 編集発行 遠賀町庶務課
 印刷所 冷牟田印刷合資会社

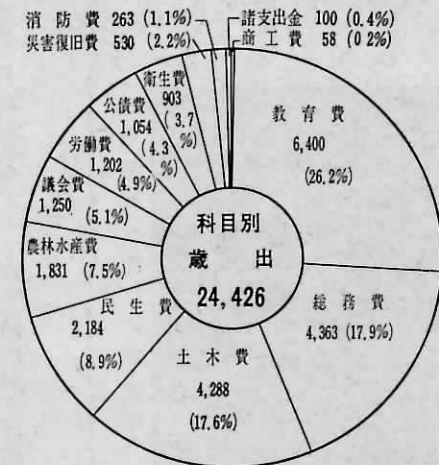
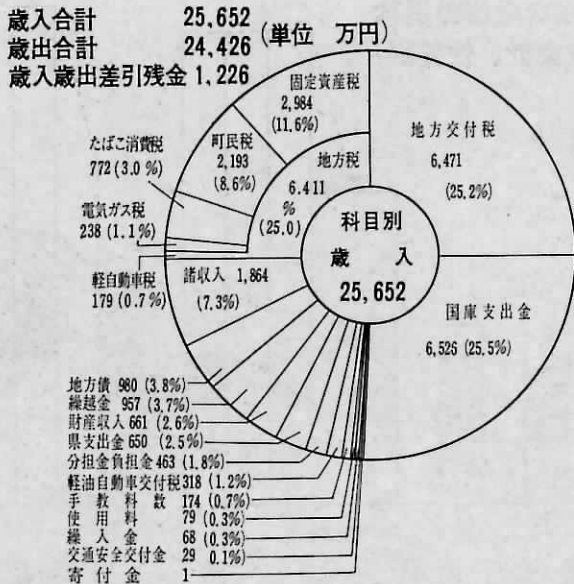
一九九番は
 平時に使用しては
 なりません

わが町の財政状況

一般会計 昭和四三年度決算

納めた税はどう使われたか

昭和四三年度の決算が去る二月一〇日の議会で認定されましたので町監査委員の決算審査意見書を参照して私達が住んでいる町の財政事業がどうなっているかをみつめましょう。



3月のこよみ

- 1日 全国緑化運動始まる
緑の羽根募金始まる
- 3日 桃の節句 耳の日
- 6日 皇后誕生日
- 7日 消防記念日
- 8日 国際婦人デー
- 12日 定例町議会始まる
- 15日 家庭の日
- 16日 所得税確定申告期限
- 17日 遠賀中学校卒業式
- 18日 彼岸入り
小学校卒業式
- 21日 春分の日
- 24日 彼岸明け
- 25日 電気の日
- 31日 会計年度、学年終り

町民の動き

- 1月末
 - 2,366世帯
 - 男 4,524人
 - 女 4,947人
 - 計 9,471人
- 2月異動
 - 4世帯
 - 男 - 10人
 - 女 - 3人
 - 計 - 13人
- 2月末
 - 2,362世帯
 - 男 4,514人
 - 女 4,944人
 - 計 9,458人

決算審査意見書

結論

昭和四三年度における一般会計の決算額は前年度に引き続いて上昇線をたどり歳入総額二億五千六五二万円、歳出総額二億四千四二六万円で差引一千二百六万円の繰越金があった。その内容を検討すると自己財源に乏しく(二八・五五%)、町税、使用料、手数料、財産収入) 依存財源(七一・四五%)に頼っている本町の財政において、今後はより一層効率的な予算運用に留意するとともに健全な財政運用の努力が一段と痛感される。財政運用の状況 全般的にみて健全であり適切で

あったことを認める。
 (イ) 歳入の執行について
 税収入については前年度同様に良好な徴税成績であった。これは係員の努力と相まって適正な賦課と関係職員が一方ならぬ徴税に対する努力をしたことに深く感謝したい。

(ロ) 歳出の執行について
 適切な財政計画のもとに予算が編成されており執行にも効率的な配慮を配って執行されていることが伺われるが他方本願的な町政事情のもとにおいては尙、一層の効率的運用と財政構造改善に全智を傾けられるよう望む。
 ○決算の適否
 歳入 歳出ともに帳簿及び証書類を照合して精密慎重に審査を行った結果計数等に誤りなく違法、不当支出は認められない。

国民年金保険料及び給付の改定について

国民年金制度ができて今年 10 年目をむかえましたが、その間、保険料及び給付の改定がありました。今度下記表のとおり改定されることになりましたのでお知らせいたします。

保険料の移行

定額保険料	区分	36. 4月	42. 1月	44. 1月	45. 7月	47. 7月
		41. 12月	43. 12月	45. 6月	47. 6月	
35才未満	月	100	200	250	450	550
	円					
35才以上	月	150	250	300	450	660
	円					

所得比例保険料 納付開始は本年10月から。毎月 350円

特例によるもの

5年々金	申出は本年 1月から6月末日まで	毎月 750円 (申込の月から)
------	---------------------	---------------------

上表でおわかりのことと思いますが所得比例制の導入は、本年10月分から始まりますが、これは任意的なものでより高い保険料を負担してより高い給付を望む被保険者に応えるため、負担能力のある者に対してできたものです。

次に給付の改定ですが、つぎのように変わりました。

老令年金の給付計算 (支給は65才)

現行 (定額分)

保険料 200円 × 納付済期間 (月数) = 年支給額

(免除の期間のある人はその期間中は上記で計算された額の 1/2 を支給額とする)

改正 (定額分)

保険料 320円 × 納付済期間 (月数) = 年支給額

(免除の期間のある人は、その期間中は上記で計算された額の 1/2 を支給額とする)

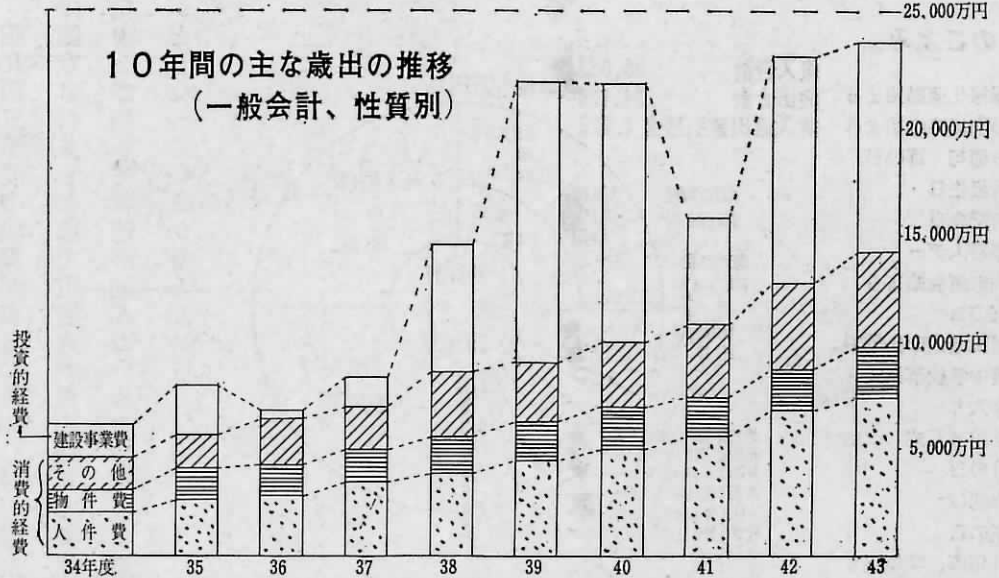
所得比例制の計算方法

180円 × 所得比例保険料納付済期間 = 年金額

この算出された金額が上記定額分の支給額に加算されます。

(夫婦が年金に加入されている場合、御主人だけ所得比例制に加入することになっています) 以上。

10年間の主な歳出の推移 (一般会計、性質別)



ここ10年間の歳出の推移

さる一月三〇日に招集された遠賀町議会第一回定例会は審議の結果、一議案(月号町報登録)を原案どおり可決、二請願は不採択となり二月一〇日全日程を終了した。

議会を傍聴しよう

遠賀町議会第一回定例会が去る一月三〇日から二月一〇日まで開催されました。その間、質疑応答一般質問などがありましたが二月九日以外は傍聴者が極めて少ないありませんでした。今後はふって町議会を傍聴して下さい。

人勧による給与引上げなど
11議案可決、2請願不採択

請願

- 1 遠賀バイパスの路線位置変更に関する請願
- 2 東町公民分館付属住宅の改収資金の補助に関する請願

ひっそりした傍聴席



高校名	課程	出願者		備考
		男	女	
東 筑	普通	9	8	17
宗 像	普通	14	8	22
折 尾	商業	6	6	12
八幡工業	機械	2	1	3
戸畑工業	機械	16	2	18
遠賀農芸	農業	9	3	12
古 賀	普通	1	1	2
鞍手分校	普通	3	3	6
合計		67	62	129
				129

若松税務署からのお礼

遠賀町の皆さん
 昭和四五年一月末日で遠賀町から 国税未納者は皆無となりまし
 た。これもひとえにみなさま方のご協力の賜と深く感謝しております

す。昭和四四年分所得税の確定申告と納税(振替)につきましたも
 自主納税の成果をあげられますよ
 うお願いします。

若松税務署

三月中の巡回交通事故相談

とき 三月二五日(水)
 一〇時～一六時

ところ 大牟田市役所 会議室

発酵石炭わりの効果について

本町出身者、医学博士竹森啓祐氏から家畜(ことに牛)の飼料として有効適切な発酵石炭わらについて照会があったので関係者にお知らせいたします。

飼料の作成要領は役場経済課指導係に保管していますのでこれを十分に活用して生産をより一層高めて下さい。

春の防犯運動

一、盗犯防止の心得

- ① 外出の際、うかつに戸締りを忘れると必ず被害になることを忘れないこと。
- ② 丈夫な錠がたいせつな財産を守る秘訣です。錠は本錠と補助錠を、効果のあるように工夫を怠らないこと。
- ③ 泥棒の恐れるのは監視の目です。外出の際は隣近所や管理人に留守を頼み、また、頼まれたら心よく引受け、不審者には声をかけ、隣組の防犯体制をつくりたいもの。
- ④ 長期間留守をするときは、非常ベルで固めたり、たまった牛乳や新聞で泥棒から留守をさとられないよう考えておくこと。
- ⑤ 自動車盗と車上ねらいがふえている。これを防ぐには、おちよつとも必ずカギをかけること。
- ⑥ 青空駐車をきけ、監視人のいる場所に置くこと。
- ⑦ エンジンキーを必ずはずし、

二、誘かい防止の心得

- 県下では、一ヶ月に誘かいと思われるような事件が一件も発生しています。これを防ぐには、次の事がたいせつ。
- ① 知らない人から物を貰ったり、買って貰ったりしないこと
 - ② 無理に車に乗せられたり、抱きかかえて連れ去られるようなときは、大声で助けを求めると。
 - ③ ともだちが、知らない人に連れて行かれたりしたときはすぐ近くの人に知らせる。
 - ④ 外に遊びに行くときは、必ず、行き先、帰る時刻を家の人に告げる習慣をつけさせること。
- 折尾警察署

検針補助臨時職員の募集

水道メーター検針補助臨時職員を左記要領により募集いたしますので、希望者は役場水道課まで履歴書を添えて申し込み下さい。

なお詳細についてお知りになりたい方は水道課までお問い合わせ下さい。

- 一、採用人員 記
 若干名(二名程度)
- 二、応募資格
 1 年令 二五才から四五才までの女子
- 三、業務内容
 2 町内に住所を有する人
 3 身体強健な人
 各家庭の水道メーター検針補助
- 四、応募締切日
 昭和四五年三月三十一日

所得税の確定申告は

三月一六日(月)まで

にして下さい。

保険証がかわります

現在使用されている国民健康保険被保険者証(藤色)は三月三十一限りで使用できません。
四月一日から新しく桃色の被保険者証にかわります。
更新には三月末日(三〇日、三

四五年度春季定期予防接種実施予定

百日セキ三種混合	一回目	一五時～二六時	浅木小学校
四月二日	一四時～一五時	四二八日	ツベルクリン
遠賀町公民館	一五時～二六時	四三〇日	BCG
痘	一四時～一五時	一五時～二六時	鳥門小学校
四月二日	一四時～一五時	五月六日	ツベルクリン
遠賀町公民館	一四時～一五時	五月八日	BCG
百日セキ三種混合	二回目	一四時～一五時	遠賀町公民館
四月三日	一四時～一五時	五月二日	遠賀町公民館
百日セキ三種混合	三回目	五月三日	木守、上別府
五月五日	一四時～一五時	五月四日	虫生津、東町、西
遠賀町公民館	遠賀町公民館	町、浅木	
遠賀町公民館	遠賀町公民館	一月一六日	遠賀川、老良
遠賀町公民館	遠賀町公民館	レントゲン時間及び場所は四月	
遠賀町公民館	遠賀町公民館	号町報でお知らせします。	

火の用心

家庭に消火器を備えつけましょう

初期出火を一番手取り早く効果的に消すものは消火器です。常に消火器を備えておいて万一の場合に役立てましょう。購入されるときは役場消防係に相談して消火能力、火災の種類取扱方法などを考

引揚者の皆様へ

引揚者特別交付金の手続は、三請求してない方は役場窓口の社月末で時効になります。会係ですませてください。

献血会々員加入について

去る一月に、遠賀町社協献血推進協議会から赤い紙で献血会々員加入のおすすめのチラシを各家庭に配布しましたが、交通事故者や、輸血を必要とする入院患者のため、お互に献血をし、親子、兄弟で非常の時、いつでも心配せず

春の全国火災予防運動はじまる

ことしも二月二十八日から三月十三日まで全国各地で春の火災予防運動が展開されます。

県では、昭和四十四年には、千八百三十七件の出火があり、死者四十四人、負傷者四百八人をだしました。また、家や家具などの火災損害額は十八億七千六百五十六万円にのぼり戦後最高を記録しています。

出火原因では、たき火がトップで、たばこ、火あそび、コンロ、えんとつの順になっています。

それに最近では、県民生活の都市化、多様化で、危険物施設や高層ビル、地下街が多くなり、火災規模も大型化し、死傷者や損害額も増えています。

わたくしたちの生命、財産を火災から守るため、つぎのような点にじゅうぶんに注意し、ふだんから予防の意識を高めておきましょう。

(一) 家庭や職場、集合場などには、必ず消火器か消化用水を備え、ガス器具などは毎日点検して不審なときには、ガス

香典返しお礼

次の方々から遠賀町社会福祉協議会に御寄付をいただきました。誠に厚くお礼を申し上げます。また、近ごろ悪質業者が不良品を販売していますので、これにだまされないようにして下さい。

一、金一封 香典返し

故柴田三郎様

今古賀 柴田征一郎殿

故井口ヨリ様

鬼津 井口正司

献血手帳が出せるよう会員に加入下さい。

近日中に各部落の献血推進委員の方が訪問され、加入のおすすめに参加されますので、一人でも多くの人が加入下さるよう、献血推進協議会からお願いたします。

会社や販売店にすぐ連絡してください。

(二) また、火をつかったまま外出したり、寝たばこやすいがらを投げたりする行為はつしんでください。なお、灰皿には水を入れて使うようにしましょう。

(三) えんとつはときどきそうじし、ひび割れや貫通部がけしていないかを調べて下さい。石油コンロのシンの取り替えや修理は、専門店にてもらい、灯油や重油などの取り扱いについては、近くの消防署か消防団の指導を受けるようにしましょう。

(四) マッチで、お子さんがいたずらをして火災を起こした例も多いので、使ったあとは、手のとどかない安全な場所においてください。

万一火災がおこったときは、あわてず早く火を消すようにとめることにも、消防署にすぐ連絡するようにしましょう。(消防災害課)

故松本國臣様

広渡 松本親子殿

故村田莊平様

木守 村田素夫殿

故田中孝義様

遠賀川 田中啓次殿

故岩本 猛様

若葉台 岩本武雄殿

故信行アサ様

鬼津 信行雪鴻殿

故泉原信雄様

別府 泉原 勉殿